

令和6年10月21日 開会
令和6年10月21日 閉会
第 6 回
(通算第 232 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 11 号	
吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。	
令和6年10月11日	
吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学	
1	日時 令和6年10月21日
2	場所 吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室

第 6 回吉賀町農業委員会会議録		
招集年月日		令和6年10月21日
招集の場所		吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室
応招委員	農業委員	会長 齋藤 学 代理 河野 達 2番 河上 政義 3番 森下保 4番 田村 薫平 5番 尾崎 勝典 6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子 10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬
	農地利用 最適化 推進委員	河口 貴哉 菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太 澄川 敦馬 田中一成 田淵 文雄 右田 巧 本廣 順保 安永 桂 米田 銀次郎
不応招委員		なし
出席委員	農業委員	会長 齋藤 学 代理 河野 達 2番 河上 政義 3番 森下保 4番 田村 薫平 5番 尾崎 勝典 6番 米田 浩司 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子 10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬
	農地利用 最適化 推進委員	河口 貴哉 菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太 澄川 敦馬 田中一成 田淵 文雄 右田 巧 本廣 順保 安永 桂 米田 銀次郎
欠席委員	農業委員	7番 橋本 修治
	農地利用 最適化 推進委員	
欠 員		なし
本回の議長		会長 齋藤学
本回到職務のために出席したものの職氏名		事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央
開 会		議長は 9時00分 開会を宣告
閉 会		議長は 9時43分 閉会を宣告
本回提出議案及び日程		別紙のとおり
議事録署名委員の指名		山根 里馬 河野 達
会期の決定		令和6年10月21日
開 議		令和6年10月21日
備 考		

第 6 回農業委員会

(通算第 232 回)

令和6年10月21日

吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室

開会

会長挨拶

議案

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について |
| 議案第5号 | 吉賀農業振興地域整備計画の変更について |

事務局	本日の欠席の委員さんは、橋本委員さんで、農業委員さんは１２名の内１１名の方が出席されていますので、会議が成立していることをご報告いたします。 それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。
議長	議事録署名委員として山根委員、河野達委員を指名します。 議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局、説明をお願いします。
事務局	１番、２番、３番は農地の貸借の権利の設定の申請です。 審査基準は、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農作業に常時従事すると認められること、周辺地域の農地の効率的な利用に支障がないことを審査することとなっております。 農地の貸し借りの申請は３種類あって、いつもよく出る基盤強化法による貸し借りと農地法第３条の貸し借りなどがありますが、審査基準は同じです。 １番ですが、農地の所在は幸地〇〇、地目は田、面積〇〇㎡です。 貸付人は〇〇さん、幸地の方、借受人は〇〇さん、幸地の方です。 今回の申請地は〇〇から〇〇ｋｍ岩国方面に行ったところにある農地です。借受人は、この農地で水稻を栽培されるそうです。機械はトラクター、コンバイン等を所有されており、賃料は無料です。 周辺地域との関係ですが、周辺の農地への影響はないとのことでした。 以上ご審議をお願いします。
議長	それでは、現地の方、河上委員さんに見ていただいておりますので、ご報告をお願いします。
河上委員	はい、ご報告させていただきます。 〇〇さんは夫婦で農業をやられておりまして、今回の所ではお米を作るという事です。農機具の方も一式揃えられている状態です。 以上です。
議長	現地の方は以上のような事でございます。 それでは、今の現地報告を踏まえまして、皆さんのご意見を受けたいと思います。ご意見のある方、挙手をもって、お願いします。

議 長	ご意見ございませんか？無いようでしたら承認の方に移らせていただきます。 議案第 1 号の 1 につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、議案第 1 号の 1 につきまして認可されました。 引き続きまして第 1 号議案 2 番につきまして、事務局の説明をお願いします
事務局	2 番と 3 番は同じ人が譲受人なので、一緒に説明します。 2 番は農地の所在は幸地〇〇番、地目は田、面積は〇〇㎡です。貸付人は〇〇さん借受人は〇〇さんです。 3 番は幸地〇〇番、地目が田、面積は〇〇㎡です。貸付人は〇〇さん、借受人は同じく〇〇さんです。 今回の申請地は〇〇から〇〇m 岩国方面に行ったところにある農地です。借受人は、この農地で小麦を栽培されるそうです。機械はトラクター、コンバイン等を所有されており、賃料は無料です。 周辺地域との関係ですが、周辺の農地への影響はないとのことです。 以上ご審議をお願いします。
議 長	はい、それでは現地の方、同じく河上さんに見ていただいたのでよろしく願いします。
河上委員	〇〇さんの方へ伺いまして、お話しを伺いました。 〇〇さんは農機具も一式みな持っておりまして、今回借りた所で、小麦を作られるそうです。〇〇さんは、休耕田で何を作ったらいいか、結構色々試行錯誤してて、今回は小麦をちょっと作られるそうです。 以上です。
議 長	ありがとうございました。 現地の方は以上のような事でございます。 それでは第 1 号議案の 2 番 3 番合わせてご質疑を受けたいと思います。 ご質疑のある方、挙手をもってよろしくをお願いします。 ございませんか？無いようでしたら採決の方に移らせていただいてよろしゅうございますでしょうか？ それでは採決の方に移らせていただきます。 それでは 1 号議案の 2 番と 3 番一緒に採決をします。

事務局	この案件につきまして賛成の農業委員さんの挙手をよろしくお願いします。 はい、ありがとうございました。2番3番認可されましたのでご報告申し上げます。 続きまして議案第1号4番をお願いします。 4番について説明します。 農地の所在は九郎原〇〇地目が畑、面積は〇〇㎡です。 譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん、九郎原の方です。 今回の申請地の場所は〇〇から蔵木方面に約〇〇mのところにある農地で、有償譲渡で一筆〇〇万円だそうです。 譲受人はこの農地で野菜を栽培されるそうです。機械はトラクターを所有されています。 〇〇さんは周辺の農業上の利用に影響を及ぼすことはないとのこと。 以上ご審議をお願いします。
議 長	この件につきまして、現地の方、山根委員さん再度お願いしておりますのでお願いいたします。 山根委員さん
山根委員	はい。10月14日に右田委員さんと伺って事情をお聞きしました。 申請書の通りではあります。まず機械はトラクターを所有されていて、農作業はご夫婦とお母さんがいらっしゃるそうです。今まで農地でしたので特に利用するのに他に影響はないように思ってます。以上です。
議 長	ありがとうございました。それでは4番の九郎原の案件につきまして、皆様のご意見を伺いたいと思います。 ご意見のある方、発表よろしくお願いします。 無いようでしたら採決の方に移らせていただきたいと思います。 それでは第4号議案につきまして、賛成の農業委員さんの挙手をよろしくお願いします。 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、認可承認されました。 続きまして第3条の、議案1号の5番でございます。 事務局説明よろしくお願いします。
事務局	5番について説明します。

	農地の所在は柿木〇〇、以下 2 筆、合計面積は〇〇㎡です。 譲渡人は〇〇さん岩国市の方、譲受人は〇〇さん柿木の方です。 今回の申請地の場所は〇〇の近くにある農地で、無償譲渡です。 譲受人はこの農地で野菜を栽培されるそうです。機械はトラクター等を所有されています。 〇〇さんは周辺の事情を理解しているので問題ないと思われます。 以上ご審議をお願いします。
田村委員	この案件、柿木の案件でございます。 それでは現地の方、田村さんに見ていただいております。よろしく申し上げます。 おはようございます。先日 10 月 19 日にまず現地の方を確認しに行きました。 2 筆ありますが、〇〇さん宅の真隣 5 m のところに 1 筆、真裏にもう 1 筆という事で畑がございます。現在は防草マルチをして綺麗に管理をされている状態でございます。〇〇さんは岩国の方なので、電話でヒアリングさせていただきまして、長年、田んぼの関係で〇〇さんにお世話になっていたという事で、岩国から帰ってきて畑を管理するのが難しくなったため、この度、〇〇さんに所有権移転を提案したところ、快諾に至ったという事でございます。 特に問題ないと思います。以上です。
議 長	ありがとうございました。 それでは農業委員さんのご意見を拝聴したいと思います。ご意見のある方、挙手を求めます。 無いようですので、裁決に移らせていただきます。第 1 号の 5 番につきまして賛成の農業委員さんの挙手を求めます。 はい、全員賛成でございますので、この案件認可されました。 引き続き議案第 2 号に入らせていただきます。 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請が出ております。事務局説明をお願いします。
事務局	この案件は、農地転用の申請です。農地法第 4 条の規定とは、自分が所有する農地を転用する場合の申請となります。 許可の条件はいくつかありますが、周辺の農地の営農に支障が生じる恐れがないかどうかをご判断ください。例えば、土砂の流出や農業用用水などに支障を及ぼす

	ことはないか、周辺の農地の日照などに支障を生じることはないかなどです。 場所は幸地〇〇番、地目が畑、面積〇〇㎡で、申請者は〇〇さんです。 場所は〇〇から岩国方面に約〇〇k m行ったところ です。 転用の目的は住宅への進入路および駐車場の設置です。 この案件は追認となります。追認というのは、許可を受けずに農地転用をしたものについて、悪質ではないこと、農地転用許可申請をされれば許可が見込まれること、始末書等の内容から見て、今後は違反行為を行わないと認められること、といった点を考慮して、後日、転用許可を認めるものです。 〇〇さんからは始末書もいただいております、農地転用許可申請が後追いとなった旨を謝罪されておられます。 この農地は 6 月の農業委員会総会において、吉賀農業振興地域整備計画の変更について、農業委員会に意見をお聞きしたところです。内容は、吉賀町で農業を振興する区域として指定している「農用地区域」から、別の用途に利用するため除外することについて、農業委員会の意見を求められ、特に意見なしとしたものです。その後、農用地区域からの除外手続きは完了しております。 以上、ご審議をお願いします。
議 長	ただ今、事務局からありました様に農地法第 4 条についての詳しい説明がございました。現地の方も河上委員さんの方に見ていただいておりますので、お願いします。
河上委員	はい、ご報告させていただきます。 〇〇さんの所も先週伺いまして、この前の 6 月に審議した前行った時と同じ状態でした。周辺の農地への支障が生じるような恐れはないと思います。 以上です
議 長	はい、今現地の方の説明ありましたが、追認対応でございますけど、農業委員さんの意見を求めていると思います。 ご意見のある方、挙手お願いいたします。 ご意見ございませんか？事務の手続きの方は、すでに全部済ませております。ご意見の方なければ採決の方に移らせていただきたいと思います。 議案第 2 号の第 4 条の 1 項についての提案につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので認可承認されました。 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題としま

事務局	す。事務局説明をお願いします。 この案件も農地転用の申請です。農地法第5条とは、農地の所有の権利移動を伴う農地転用で、農地を売って農地転用する場合の申請となります。 許可の条件はいくつかありますが、先ほどと同じく、周辺の農地の営農に支障が生じる恐れがないかどうかをご判断ください。 農地の所在は注連川〇〇、地目は畑、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 場所は〇〇から六日市方面に約〇〇mのところにある農地です。 転用の理由は宅地の拡大です。 資金についてですが、土地は無償であり花木を植栽するため資金は必要ないとのこと。 以上、ご審議をお願いします。
議 長	はい、第3号につきまして説明は以上の通りでございます。 現地の方、見川委員さんの方に見てもらっておりますので、ご報告をお願いします。
見川委員	おはようございます。現地はこの前も見に行ったんですが、本人の話を聞きましてお兄さんより譲り受けて、自宅の真ん前なんですが、庭にして植木を植えるそうです。周りには影響がないと思います。以上です。
議 長	はい、ありがとうございました。 現地の方は以上のような事でございます。それでは皆さんに意見を伺いたと思います。ご意見のある方挙手をお願いいたします。 無いようでしたら採決の方に移らせていただきます。 それでは議案第3号の1につきまして、農地転用の第5条でございます。 賛成の農業委員さんの挙手を求めます。 はい、全員賛成でございますので認可承認されました。 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案第4号について説明します。 この農用地利用集積計画というのは農地の貸し借りについて利用権を設定するものになります。

議 長	基盤強化法の審査基準により、耕作すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農業に対し意欲と能力があること、などご審議いただければと思います。 5 ページをご覧ください。 《読み上げ》 以上ご審議をお願いします。 事務局は以上のような、新規案件につきまして説明をいたしたところでございます。それでは、農業委員さんの農地についての問題につきまして、ご意見のある方の挙手を求めます。 ご意見が無いようでございますので、承認事項に移らせていただきます。議案第 4 号の新規案件 3 番 4 番でございますが、1 番 2 番 3 番 4 番全部につきましてご承認をいただきたいと思います。 賛成の農業委員さんの挙手を求めます。 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので認可承認されました。 最後の議案第 5 号 吉賀農業振興地域整備計画の変更について、を議題とします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 5 号について説明します。議案書の 8 ページ、併せて別冊の資料をご覧ください。 農業振興地域整備計画とは、町が農業を振興する地域を指定し、将来的に農用地等として利用を図るべき土地の区域（農用地区域）を定めた計画です。 このたび町が指定している「農用地区域」から、別の用途に利用するために農地転用するため除外することについて、農業委員会の意見を求められております。 議案書の 8 ページをご覧ください。こちらに記載されている農地について、農用地区域からの除外申請が出ております。 場所は福川〇〇番、以下合計 2 筆、合計面積〇〇㎡で、事業計画者は〇〇さんです。農用地区域からの除外の理由は、駐車場の設置と墓地の建立です。 〇〇から福川方面に〇〇 k m 行ったところです。 別冊の資料の 5 ページに地図や写真があるので参考にご覧ください。 この整備計画の変更について今後の流れを申し上げますと、農業委員会や土地改良区等の意見を踏まえて、町が県と協議します。協議が整いましたら公告をして計画が変更されることになります。農業振興地域の農用地区域から除外がされますと、

	その後、農地転用申請が出てくることになります。 転用申請が出てきた際には改めてご審議いただくことになります。 説明は以上となります。この案件についてご協議いただき、農用地から除外することに対しての意見を町へ返す事になります。 以上ご審議をお願いします。
議 長	はい、それでは議案第5号につきまして、福川の案件でございますが、農業委員の杉ノ内さんに現地を見てもらってますので、ご報告をお願いします。
杉ノ内委員	おはようございます。現地に行って来まして本人の方からお話を聞きまして、〇〇さんは、現在山の方に墓があるので、その墓の整備をするのとかも年齢的にもキツイという事で、こちらの方に移したい、という話がありまして今回の話しになりました。現地を見たところ、隣接する家からの許可はもらっとるという事です。畑も道路を挟んでおりますし、申請地外の畑も本人さんの農地なので問題ないと思います。 以上です。
議 長	はい、ありがとうございました。 現地の方は、今報告したような通りでございます。 それでは皆さんのご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方、挙手を求めます。
河野達委員	いいですか？
議 長	はい、どうぞ。
河野達委員	今の説明は問題ないと思うんですが、現況写真の赤線の境界線と、平面図の進入路の整合性がないような気がします。 まあ別に大した問題ではないと思うんですが、この平面図では6.07ですね、これ多分実寸だと思うんですが、これが正式と思うんですが、現況写真の方が恐らく、道路側溝と、これは排水まで取り込んでいるような境界線になっていて、整合性に欠けた写真になっております。
議 長	写真は、申請地がお家の方に入っているような感じだ、という事なんですけど。まあ線の引き方と思いますがね。行政書士さんから提出された資料でございますけ

	ど。
河野達委員	写真がざっくり過ぎる
事務局	おっしゃる通りなんですけど、写真は行政書士さんから出されているんですけど、ちょっと写真の方が違うかもしれないですが、確認しまして問題がないようでしたら、写真を訂正していただくなりして、こちらでまた確認を取りたいと思います。
議 長	という事でよろしいでしょうか 一応もう一回、行政書士さんの方へ確認申し上げて、今度確かめる、という事でよろしゅうございますでしょうか。 他にございませんか。 ないようでしたら採決の方に移らせていただいてもよろしいでしょうか。
河野雅俊委員	ちょっといいですか？
議 長	はい。
河野雅俊委員	ちょっと言い漏らしたことがあるという事なので。
議 長	どうぞ、はい
杉ノ内委員	排水の方の話なんですけど、公図の方で、〇〇との間の所に、一応排水が一応あるんですよ。で、その写真は抜けているのではないか、と思うんですけども。一応これ、役場の〇〇さんと一緒に見に行った時に、ここの排水は通ってないんですけど、どうなんですか、と言われて、自分たちも初めてだったので、そこまで注視してなかったんですけど、畑とお隣の方の排水される所がありました。 排水が一応あるので、あそこを壊さないように、業者の方にお伝えしながらやってもらえるかと、お伝えします。
議 長	ようは、排水はきちっと残しますよ、という事ですね？
杉ノ内委員	はい
議 長	はい分かりました。それと今、河野さんが言った質問の所を、線が排水に入っ

	たもんで、少し疑義が生じたという話ですので、杉ノ内さんの説明分かりました。もう一度確認しますが、この写真の上の境界につきましては行政書士さんの方へ、もう一度確認をいたしまして、ご報告する、という事でよろしいでしょうか。 はい、ほかにございませんか 無いようでしたら採決の方に移らせていただきます。 第5号議案につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、認可承認されました。 はい、それでは承認事項については全部終わりました。 次は報告事項でございます。報告事項2点ほどございますので報告第1号の方、事務局説明をお願いします
事務局	9ページをご覧ください。この農地法第18条第6項の届出は、農地の貸し借りがされていたものが合意解約された案件の届出です。 場所は下須で〇〇さんから〇〇さんに貸されていた農地の解約となります。 以上で説明を終わります。
議 長	報告第2号 非農地証明交付申請について、事務局より報告をお願いします。
事務局	10ページをご覧ください。これは先月の総会に上げたものですが、委員さんに現地確認をいただき、非農地証明を発行いたしました。詳細は担当地区の委員さんからご報告をお願いします。
議 長	それでは担当地区の委員さん、よろしくお願いします。報告第2号1番、蔵木の案件についてでございます。山根委員さん、ご報告よろしくお願いします。
山根委員	はい。9月29日に右田委員さん、安永委員さんと一緒に3名で現地確認を行いました。1番と2番と一緒にいいですか。同じような所にあったので。
議 長	はい、いいですよ
山根委員	その3筆ですね。申請されているように、一切長期にわたって耕作しておらないような状況で、山林化しておりました。今後も農地として利用できるようには思えず、また、農地への復旧も困難であると判断しました。 以上です。

議 長	ありがとうございました。ご確認、ありがとうございました。 それでは報告第２号の３番につきまして、尾崎委員さん、ご報告よろしく願います。
尾崎委員	おはようございます。１０月３日に〇〇さんの所に行って、一緒に現地に行きました。通常は鹿足河内の入り口で森林業者が高架を張って伐採しておるので通常は通行止めになっというそうです。たまたま雨上がりで、そんならすぐ行きましょう、という事で一緒に行きました。今、鹿足河内は９月の下旬から山の伐採を始めておりました。今１００ｍくらい道路の左側を伐採しております。 たまたま雨上がりで現地に行くことができました。 これは、以前〇〇さんが非農地を証明した河川の反対側が、１００ｍくらい以前は田んぼと畑でした。２年位前に、そこを伐採した、という事です。今は渡る橋も、以前は３か所くらいあったんですが、今は橋もなく、渡る事も出来んです。一部原野で残っという、山の上は残っという所もありました。２年位経ったので、竹と雑が生えて、川のこっち側から見る事しかできなかったです。 以上です。
議 長	尾崎委員さん、ありがとうございました。３番、裏の方も一緒によろしいでございますね？同じような状況ですね？ はい、ありがとうございました。 今、確認の報告を受けたような状況でございますので、これで報告事項は終わらせていただきたいと思います。 以上、本日提出しました議案につきまして、終了したいと思います。 午前 ９時４３分閉会